

Ⅲ 平成30年度租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画

1. 評価方法

実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式により、租税特別措置等の必要性、有効性及び相当性等の観点から評価を行います。

2. 評価対象

平成30年度においては、次の租税特別措置等に係る政策（本省分）のうち必要なものについて、財務省が行う税制改正要望等の状況に応じて、事後評価を実施します。政策評価法で評価の実施が義務付けられている税目（法人税、法人住民税及び法人事業税）については、改正要望が行われる場合には事前評価を実施するほか、事前評価を基本計画期間内に実施していないものに限り、当該期間内に少なくとも一度は事後評価を実施することとしています。

また、国税庁においても、次の租税特別措置等に係る事務（国税庁分）のうち必要なものについて、財務省における租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施に準じ、国税庁が行う税制改正要望等の状況等に応じて実施します。

租税特別措置等の名称等（本省分）	①創設年度 ②適用期限
1 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止（法人税・法人住民税） （条項）租税特別措置法第68条の4等	①平成11年度 ②平成32年3月31日
2 承継銀行等に係る資本割の特例措置（法人事業税） （条項）地方税法附則第9条第2項	①平成16年度 ②平成31年3月31日
3 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置（法人事業税） （条項）地方税法附則第9条第3項	①平成16年度 ②平成32年3月31日
4 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減（石油石炭税） （条項）租税特別措置法第90条の3の3	①平成24年度 ②平成32年3月31日
5 民間国外債等の利子・発行差金の課税の特例（所得税） （条項）租税特別措置法第6条	①昭和49年度 ②なし
6 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税（所得税） （条項）租税特別措置法第7条	①昭和61年度 ②なし
7 振替国債等の利子等の課税の特例（所得税・法人税） （条項）租税特別措置法第5条の2、第67条の17等	①平成11年度 ②なし

8	外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例 (所得税・法人税) (条項) 租税特別措置法第42条の2、第67条の17	①平成14年度 ②なし
9	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例 (所得税・法人税) (条項) 租税特別措置法第37条の9の4、第66条、第68条の84	①平成18年度 ②なし
10	破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の非課税措置 (不動産取得税) (条項) 地方税法附則第10条第1項	①平成8年度 ②平成31年3月31日
11	破綻保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の非課税措置 (不動産取得税) (条項) 地方税法附則第10条第3項	①平成12年度 ②平成31年3月31日
租税特別措置等の名称等 (国税庁分)		①創設年度 ②適用期限
1	低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例 (酒税) (条項) 租税特別措置法第87条の2	①平成5年度 ②なし
2	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 (登録免許税) (条項) 租税特別措置法第78条第2項第4号	①昭和53年度 ②平成31年3月31日
3	ビールに係る酒税の税率の特例 (酒税) (条項) 租税特別措置法第87条の4	①平成15年度 ②平成33年3月31日
4	清酒等に係る酒税の税率の特例 (酒税) (条項) 租税特別措置法第87条	①平成元年度 ②平成35年3月31日
5	輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税 (酒税) (条項) 租税特別措置法第87条の6	①平成29年度 ②なし